

令和5年度 多度津町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1. 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものである。

2. 適用範囲

この方針は、多度津町の物品等の調達に適用する。

3. 調達の対象とする障害者就労施設等

調達の対象とする障害者就労施設等は、下記のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
 - ①就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ②就労移行支援事業所
 - ③生活介護事業所
 - ④障害者支援施設（就労継続支援・就労移行支援・生活介護を行う入所施設）
 - ⑤地域活動支援センター
 - ⑥小規模作業所
- (2) 障害者基本法に基づく事業所等
 - ①共同受注窓口
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業所等
 - ①特例子会社
 - ②重度障害者多数雇用事業所
 - ③在宅就業障害者
 - ④在宅就業支援団体

4. 調達の対象品目

調達の対象品目は、特に限定せず、対象とする障害者就労施設等が提供する品目を広く調達することとする。

5. 調達目標

前年度の調達実績件数または実績額を上回ることをとする。

6. 調達の推進

健康福祉課は、障害者就労施設等が提供可能な品目の周知を行う。

また、各課室署が希望する品目について情報収集し、これをもとに各部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

7. 調達実績の公表

本方針に基づく調達について調達方針を作成したとき及び当該年度終了後の調達実績をとりまとめたときは、本町ホームページ等により速やかに公表する。